

借金と消滅時効＝法律では？

随分前のことで、金額も借りた先も不明なのだが・・・

二段ベッドの夜間宿所がり、生活保護の活用で豊かへ

借金があるといっても、無いも同然！ 古い昔はさらりと捨てて

5年たてば、「時効の援用」でチャラ

「借金があっても、生活保護、受けられる。本当にそうか、それなら、ワシもいけるな」という人がいました。

「それいつごろの話かな？」、つい、突っ込みを入れると、「サア、10年以上前のことで、借りたトコも名前忘れたナア」。

人というものは、記憶していたくないこと、思い出すことを拒否したい記憶、更に、今の生活と直接関係のない記憶は、大體忘れることになっているので、10年も経つと、借金した先も、金額もあやふやになるのは無理からぬことです。

法律でも、人のこの性質は織り込み済みで、忘却の彼方にある事柄で、現在成り立っている生活をかき乱すのはよろしくないとのことから、「時効」という考え方が取り入れられています。使わない権利は、無いも同然、消えて無くなる。

民法167条第1項に、「債権は、10年間行使しないとときは、消滅する」とあります。

平たく、単純に言えば、人に金を貸して、10年間取り立てることが出来なかつたら、もう取り立てる権利はなくなるよ、

というわけです。

この10年という期間を最大として、さらに、権利関係を迅速に確定するために、より短い期間で時効を成立させる「短期消滅時効」というものがあります。

商法522条に、「商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。」とあります。

これらの法律があるから、一般的に、「お金を借りた相手が個人の場合は10年間、銀行や貸金業者などの会社の場合なら5年間、債権者から何の請求も受けず、1円も支払をしていないと、その借金は時効にかかる。」といわれるわけです。

「貸金業者などの会社」の範囲には、反覆して業として行っている個人営業のヤミ金も含まれると考えられます。

ただし、10年、5年の歳月が過ぎたからといって、自動的に借金が消えるわけではありませんから注意が必要です。

民法第145条に、「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。」とあります。

「援用」というのは、わかりにくい言葉ですが、この場合は、

「アナタは、私に金を返せと言うけれど、法律に時効が定められています。私に返済請求する権利が、すでにアナタにはないとの私の主張の援護として、それを用います。」ということなのです。

従って、「時効の援用」は、内容証明郵便などで相手に伝えなければ、法律上有効とはなりません。

「借りた先も、金額も、あやふやなのに、どうやって伝える？」ということですが、請求がなければ、借金なんて無いも同然、ほ

つといたらいいなものですが、大概の場合は、生活保護を受け、住民票を動かしたとたんに、請求というか、借金確認のための郵便が届きます。

「お電話ください、返済方法について話し合いますよ、でなければ、裁判を起こしますよ」なんてことが書いてあります。

あわてて、電話をしてはいけません。心を落ち着けて、借金した年月日を確認しましょう。5年以上経っていることを確かめたら、内容証明郵便を出します（下に文例があります）。

時効には「中断」があります。あわてて電話して、「確かに借りたけど、時効やろ」とか、「二万円ずつ返す」などと言ってはいいません。借金の存在を認めると、振り出しに戻ります。忘却の彼方にさった記憶は、呼び覚まさないようにしましょう。

万々一、訪ねてこられても、長話をしてはいけません。「書類をよく見て、郵便で返事する」とだけ伝えましょう。借金に覚えがあるとは決して、言わないように。「忘却とは、忘れ去ることなり」

消滅時効の内容証明の参考例

貴社よりの〇年〇月〇日付の当方に対する普通郵便による金銭貸借請求に対し、法律に定める時効期日経過により時効の援用を宣言します。今後貴社より如何なる請求が成されても、この援用により債務は消滅したのであり当方は支払う意志は御座いません。

不本意とは存じますが何卒以下万端宜しくお願い申し上げます。

「定額給付金の取扱い」のおしらせ。大阪市の定額給付金の申請は11月2日までです。

10月1日（木）以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。

西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。「手引き書—生活保護は怖くない」（無料配布中）

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話 ~~06・6561・4392~~）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話 ~~06・6658・8888~~）

26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。